

いせはら市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例（案）の
パブリックコメントの結果について

パブリックコメントの実施結果

- ◆意見募集期間 平成29年12月1日（金曜日）～平成30年1月4日（木曜日）
- ◆周知方法 広報いせはら12月1日号、市ホームページ
- ◆閲覧方法 ホームページによる閲覧のほか、公民館、市役所1階ロビー、市民協働課（市役所1階）
- ◆提出意見 6件（1人）
- ◆意見の要旨及び市の考え方 次表のとおり
[対応区分]
A：条例案に反映されているもの
B：意見を踏まえ、条例案の修正を検討するもの
C：意見として承ったもの

No.	意見の要旨	区分	市の考え方
1	占有利用の時間内で利用団体の希望により一般利用が一切、出来ない場合、受益者負担の観点から有料化をしても良いと思う。	C	市では「公共施設の受益者負担に関する基本方針」に基づく公共施設使用料の見直しを行っており、市民活動サポートセンターについては、有料化に向けた検討対象の施設に含まれています。 見直しにあたっての素案段階では、フロア全体がオープンな空間となっており、専有利用の形態とできないことから、使用料を徴収せず無料を継続する施設と位置づけられています。
2	確かに日曜日の利用者数は少ない。ただ利用者数は0では無く、仕事の都合上、日曜日しかサポセンに行けない市民もいるはずで、他の公共施設と同様、日曜日の開館を継続してほしい。又、他の自治体のサポセンも日曜日を休館日としていない。	C	No.2 と No.3 をあわせて回答します。 市民活動サポートセンターへのアンケート調査を利用登録団体に実施し、その結果を利用登録団体にお知らせするとともに、市民活動サポートセンター協議会を開催し、休館日の設定、開館時間の短縮、夜間利用の予約制導入等について利用登録団体と様々な意見交換、意向聴取等を行いました。 この協議会の結果を踏まえて、休館日については、現在の年末年始の休館に加えて、市民活動サポートセンターを利用する団体や市民の利用に極力妨げにならないように考慮し、他の曜日と比較して利用の少ない毎週日曜日を休館としています。
3	休館日を設定するのであれば、火曜日か木曜日にしてはどうか。	C	

No.	意見の要旨	区分	市の考え方
3			<p>(参考)</p> <p>参考までに日曜日を休館日としている県内他市(同施設)の状況をお示しいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和市(毎週日曜日) ・厚木市(毎週土・日曜日、祝日) ・鎌倉市(第2・4・5日曜日、祝日) ・横浜市(第4日曜日) <p>また、日曜日以外を毎週休館日としている市は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市、小田原市(毎週月曜日) ・藤沢市、座間市、綾瀬市(毎週火曜日) ・南足柄市(毎週水曜日)
4	利用者、及び市民サービスの為、水曜日か金曜日は夜間の開館を継続してほしい	A	<p>利用登録団体の利便性を極力損なうことのない運営の継続を念頭に置いており、開館日においては曜日を限定せず、事前(一週間前まで)の予約により夜間(午後5時～8時30分)も開館をします。</p>
5	夜間、若しくは土日を中心にサポセンを利用している場合、シルバー人材センターから派遣される職員と信頼関係を構築している利用者もいると思う。(シルバー人材センターとの委託契約が延長されないと思うと寂しい)仮に計画通り、日曜日を休館日にする場合、土曜日はシルバー人材センターの職員が対応してほしい。	C	<p>市民活動サポートセンターの運営に従事する職員については、現在、市が雇用する臨時職員と伊勢原市シルバー人材センターとの管理業務委託契約に基づく管理業務就業者により対応しています。</p> <p>今後も、業務を円滑に運営できる職員の勤務体制を整備するとともに、きめ細かな対応が行えるよう、業務に精通した職員の配置を検討します。</p>
6	仮に日曜日を定期休館日とする場合、「サポセンフェスタ」の開催に伴う振替休館を設定するのか、どうか、新条例、もしくは施行規則に明記してほしい	C	<p>「サポセンフェスタ」の今後の開催予定、及び開催に伴う振替休館日等の設定の有無は、現時点では未定です。</p> <p>なお、いせはら市民活動サポートセンター条例第4条第2項に「前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日に開館し、又は別に休館日を設けることができる。」と規定しており、現行の規定のままで「サポセンフェスタ」を休館日に開催することや、振替として休館することができる規定になっています。</p>

